

## 町田市民病院東棟第1変電室直流整流器修繕仕様書

### 1. 適用

本仕様書は、「町田市民病院東棟第1変電室直流整流器修繕」に適用する。

### 2. 契約の目的

この契約は、「町田市民病院東棟第1変電室直流整流器修繕」を、受託者に委託し、長期使用に伴い、著しく劣化が進んでいる整流器および蓄電池盤を更新し、受電設備の安全な運用を維持することを目的とする。

### 3. 履行場所

町田市旭町2丁目15番41号 町田市民病院

### 4. 履行期限

契約確定日から2021年12月31日

### 5. 修繕概要

- (1) 既存整流器を撤去する。
- (2) 既存整流器盤および蓄電池盤を撤去する。
- (3) 新設整流器盤および蓄電池盤を設置する。
- (4) 新規整流器を設置する。
- (5) 既存蓄電池を設置する。

### 6. 修繕内容

- (1) 既存機器撤去  
整流器形式：BROS10050TRG 1式を撤去すること。  
整流器の他、蓄電池盤を撤去すること。
- (2) 新規機器（参考）  
整流器仕様：TR-SNTR10050  
入力 AC3φ3W 200V 50Hz、AC1φ3W 200-100V 50Hz  
出力 DC100V 50A  
整流器の他、蓄電池盤を設けること。
- (3) 流用機器  
蓄電池形式：MSEX300-6-54セル 1式  
蓄電池は仮置きし流用すること。
- (4) 作業にあたっては、原則通常直流電源装置から給電されている操作用および制御用負荷を仮設電源より給電させること。
- (5) 仮設電源無しの場合は、停電等の緊急時に備えて作業手順書を準備し適切な対応を取り病院事業運営に支障のないようにすること。
- (6) 負荷側装置の対応は、全て受注者から各メーカーへ連絡し、必要な限り電源

切り替え時に備えること。

- (7) (4) (5)については、町田市民病院電気主任技術者と綿密な打ち合わせを行い、承認・立ち合いの元作業を実施すること。
- (8) 本作業においては、現場代理人（1名）を指名し、担当者の承認を受けること。なお、現場代理人は作業中必ず現場に配置し、業務の監督等を行うこと。
- (9) 本修繕は、土日祝日に行うものとする。

## 7. 一般事項

- (1) 更新する機器は全て新品とし日本工業規格（JIS）等に定められているものはこれらの規格品を使用すること。
- (2) 調達対象物品の搬入、設置及び旧物品の廃棄処分に関しては、すべて受注者が行う。
- (3) 本修繕は仕様書によるほか、その他関係法規に基づき実施すること。
- (4) 本修繕の遂行上、諸手続き等が生じた場合は、すべて受注者がこれを代行すること。
- (5) 本修繕の保証期間は、引き渡し日より1年間とし、故障等が発生した場合は受注者の負担にて、速やかに処置することとする。
- (6) 調達対象物品の搬入、施工等のスケジュール及び内容については、担当職員と別途協議の上決定する。

## 8. 特記事項

- (1) 作業に関しては、町田市民病院の施設管理・運營業務の受託者と十分協議を行い、連携を図った上で作業を行うこと。
- (2) 履行場所での作業に関しては、町田市民病院電気主任技術者と綿密に協議し業務の妨げにならないよう配慮すること。また事前に工程を提出し、担当職員の承認後作業すること。
- (3) 本修繕中は、必要な養生を行い、建物等に損害を与える恐れのある場合は保護養生の措置を講じなければならない。また、建屋内での搬入出作業時には、床の養生等を行い作業後に必ず清掃を行うこと。
- (4) 本業務中は蓄電池設備整備資格を有する作業員を1名以上配置すること
- (5) 受託者は納入された機器の正常動作を確認するため、更新作業とは別日に実施される電気設備法令点検作業に立ち会うこと。
- (6) 公道に車両を停車させ既設盤の搬出および新設盤の搬入を行う場合、警察に公道の使用許可申請と指導の元実施すること。

## 9. 提出書類

- (1) しゅん工図2部  
ア完成図  
イ工場試験成績書  
ウ報告書

新設品等及び施工前・施工中・施工後を撮影し、ファイルに綴じて提出する。  
なお、A4版縦、写真はカラーサービス版とする。

(2) 産業廃棄物管理票 1式

(3) その他、発注者の指示がある場合は、データによる提出を行うこと。

#### 10. 車両の使用

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

(3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

#### 11. 安全対策等

本修繕を実施するにあたり関係法令を順守し、施設及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。また、事故が生じた場合は、速やかに担当職員に報告をして指示を仰ぐこと。

#### 12. 定めのない事項

本仕様書に明記されていない事項であっても、その性質上当然に当契約に必要なものは全て請負者の負担で実施すること。

#### 13. その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上実施する。